

廃棄物中間処理委託基本契約変更契約書 (案)

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市 (以下、総称して「4市」という。) と株式会社かずさクリーンシステム (以下「KCS」という。) は、4市とKCSとの間で平成11年3月19日付で当初契約が締結され、平成18年3月29日付、平成19年2月28日付、平成27年12月24日付けで変更契約が締結され並びに平成28年7月1日付で廃棄物中間処理委託基本契約に関する覚書が締結された廃棄物中間処理委託基本契約書 (以下「基本契約」という。) の内容確認及び基本契約別紙2を以下のとおり変更するためにこの契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(定義)

第1条 本契約において使用されている用語は、本契約において特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約において定義された意味を有する。

(内容確認)

第2条 4市とKCSは、令和8年度をもってKCSの廃棄物中間処理業務が終了し、その後速やかにKCSが保有する事業用地を含む全ての資産を処分したうえでKCSを解散することを確認する。

2. KCSは、廃棄物中間処理業務の終了後、速やかにKCSが保有する廃棄物中間処理に関する全ての施設、建屋 (基礎及び杭等の解体範囲は4市及びKCSで別途協議する。) 及び諸設備の解体撤去に着手する。4市は、当該解体撤去のための費用 (スクラップ販売収入を含む) 並びに土壌調査費用等 (以下、総称して「解体撤去費用」という。) を基本契約第4条第3項に基づき負担する。

3. 4市とKCSは、前項で4市が負担する解体撤去費用は解体時に単一年度で負担するには巨額であることより、解体撤去費用の一部を複数年度においてあらかじめ支払うことにより、解体撤去費用の支払いに備えることとする (以下、本項による支払金を「解体撤去準備金」という。)

4. 4市とKCSは、解体撤去準備金を基本契約第5条第1項第(2)号にいう、変動費以外の部分に係る費用の前受金として取り扱うものとし、解体撤去工事完了後に売上計上する。

5. 解体撤去準備金は、令和元年9月30日現在の解体撤去費用の見積額 (ただし、地下が存在するエリアの地下2.1m以下の地下構築物・杭等を残置するとの見積条件) の金3,520百万円 (解体撤去時において見込まれる消費税10%相当額を含む。以下本項の金額について同じ。) と現時点におけるKCS手元金見込額 (KCSの残余財産見込額から各株主が払い込んだ出資金相当額の全額を控除した額をいう。) 金1,760百万円との差額である金1,760百万円とし、4市は、当該金額を令和2年度から7年間で以下のように分割してKCSに支払い、KCSはこれを厳格に管理し、第2項記載の目的以外には使用してはならないものとする。

ただし、各年度の支払いについて必要となる市議会での議決を得られなかった市があったときは、当該市の当該年度の支払時期について、4市及びKCSで別途協議するものとする。

(単位：千円・消費税を含む)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
解体撤去準備金	33,000	220,000	220,000	220,000	275,000	308,000	484,000	1,760,000

6. 4市とKCSは、見積条件の変更、物価変動、消費税率の変更を含む法令の変更等により解体撤去費用及びKCS手元金見込額の変動が見込まれる場合には、いつでも解体撤去準備金の金額変更について相手方に協議を求めることができる。
7. 4市とKCSは、令和8年度の解体撤去準備金については、その支払前に当該時点の解体撤去費用の見積額（消費税法等の変更に伴う消費税率差額を含む）及びKCS手元金見込額を精査したうえで、必要があれば、これを見直し、当該年度の解体撤去準備金の金額を変更する。
8. 4市は、解体撤去費用が最終確定した時点において、KCS手元金見込額が解体撤去費用に満たない場合、当該不足分を基本契約第4条第3項に基づきKCSに追加で支払うものとする。4市とKCSは、その支払方法について別途協議し決定するものとする。
9. KCSは、本条第5項乃至第8項に従って解体撤去費用の精算が為された後、KCSが保有する事業用地を含む全ての資産を処分したうえでなおKCS手元金見込額に残余があることが見込まれる場合、本契約当事者以外のKCSの株主の同意があることを前提として当該残余見込み相当額から4市が負担した解体撤去準備金を精算するものとする。

（基本契約別紙2の変更）

第3条 基本契約の別紙2について、以下のとおり変更するものとする。

- (1) 頭書きの「平成18年3月29日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約変更契約及び平成19年2月28日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約変更契約により変更された廃棄物中間処理委託基本契約書」を「平成18年3月29日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約変更契約書、平成19年2月28日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約変更契約、平成27年12月24日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約変更契約書、平成28年7月1日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約に関する覚書、及び令和元年12月27日付で締結された廃棄物中間処理委託基本契約変更契約書により変更された廃棄物中間処理委託基本契約書」に変更する。
- (2) 第3項（1）を以下のとおりに変更する。

変動費以外の部分に係る費用については、甲は、金_____円也（前項の規定により設定された対象廃棄物の固定費トン単価に第1項の規定により設定された対象廃棄物全種類の年度計画処理トン数の合計数量を乗じて得られた合計額を12等分することにより得られた額）に消費税相当額を加えた額及び添付1に記載された当該月の解体準備金を合計した額を毎月月末に乙の指定する銀行口座に振り込むことによりこれを支払う。なお、解体準備金については、前受金として会計処理し、積み立てるものとする。

（その他）

第4条 本契約によって変更された内容を除き、基本契約の各規定は従前のとおりに引き続き効力を有するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書5通を作成し、本契約当事者記名押印の上、各自1通を保有する。